

2014年8月10日制定

2016年4月22日改正

一般社団法人日本医学教育学会認定医学教育専門家資格制度要綱（以下、要綱）を施行するにあたり、必要な細則をここに定める。

第1章 アドミッションポリシー

（当面の対応）

第1条 当面は卒前・卒後の「医学教育」に携わる教員・指導者を中心に履修登録を行い、それ以外の医療者養成に関わる教員・指導者の割合を一定程度制限できる。

2 当面は認定専門家資格取得のニーズの高い、いわゆる医学教育ユニットや臨床研修センター等の医学教育に携わる教員・指導者を優先する。

3 認定資格取得後に成果が発揮できる立場にいる者、この資格制度の企画・運営に協力する者を優先する。

第2章 認定プログラム

（認定プログラム履修登録料）

第2条 認定プログラム履修登録料は、2万円とする。

2 一度払い込まれた認定プログラム履修登録料は、いかなる理由があっても返却しない。

（コース受講料）

第3条 コース受講には、1コースあたり受講料2万円を支払う。

2 3コース（レポートを含む）は履修登録後3年以内に修了しなければならない。

（教育実践）

第4条 認定プログラム履修登録者は、各コースの合格後に教育実践を行い、履修登録後6年以内に認定申請用ポートフォリオを提出しなければならない。

第3章 認定申請用ポートフォリオ

(作成ガイド)

第5条 作成ガイドは、本学会のウェブサイトに掲示されている。

(認定申請書類提出期間)

第6条 毎年、原則6月の1カ月間とする。

(学術活動の成果)

第7条 学術活動の成果の条件については以下の通り。

- (1) 学会発表抄録については、筆頭発表者
- (2) 学術論文については、査読のある雑誌における原著論文の筆頭著者
- (3) 著書については、独立した章の筆頭著者
- (4) 翻訳書については、独立した章の筆頭翻訳者
- (5) 競争的資金による研究の報告書

第4章 ポートフォリオ審査

(ループリック)

第8条 ループリックは学会ウェブサイトで公開する。

(面接審査)

第9条 面接審査は、認定申請用ポートフォリオに記載された内容が認定プログラム履修登録者本人の実践に基づくものかを確認するために行う。その際、認定申請用ポートフォリオの根拠となった資料を、事務局側から指示された方法に従って面接審査前に提出する。

(暫定制度による審査)

第10条 暫定制度による審査を受ける際の審査料は2万円とする。

(審査判定と認定)

第11条 通常の認定プログラムに履修登録の上で合格した者の認定料は、2万円とする。

2 暫定制度による専門家資格認定に合格した者の認定料は、6万円とする。

第5章 専門家認定更新

(専門家認定更新)

第12条 認定更新には、更新用コースの受講、更新用ポートフォリオの提出、および認定料3万円の支払いを必要とする。

更新の要件は別途定める。

(認定更新の保留)

第13条 更新を保留する場合は、その理由を公に証明するものを提出し、1年ごとに状況を報告する。但し、条件に応じて変更する場合がある。

認定更新の保留を申請できる特段の事情には、以下が含まれる。

- (1) 留学や海外赴任
- (2) 妊娠、出産、育児、介護
- (3) 長期療養
- (4) その他

以上